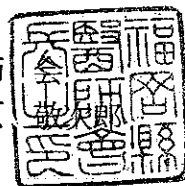




福岡医発第1394号(保)
平成14年11月 1日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う福岡市医療費助成制度
に係る診療報酬明細書等の記載について

平成14年10月1日からの老人保健法及び健康保険法等の改正に伴い、福岡市医療費助成制度に係る診療報酬明細書等の記載について、福岡市より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、内容は下記のとおりです。

記

1 福岡市老人医療費助成制度（通称41老人）に係る診療報酬明細書等について

(1) 一部負担金額欄について

41老人の一部負担金は、老人保健法（通称27老人）に準拠し、医療証に記した「一部負担金の割合」に応じて医療費の1割又は2割を徴収していただきますが、診療報酬明細書の一部負担金額欄につきましては、次のとおり記載してください。なお、一部負担金額については必ず記載をお願いします。また、記載につきましては、27老人と異なりますので、御注意ください。

I 入院の場合

- ①41老人の「一部負担金の割合」が2割で、高額療養費の扱いとなる場合（72,300円＋〔医療費－361,500円〕×1％）は1円単位での記載となります。
- ②41老人の「一部負担金の割合」が2割で、過去1年間に3回以上（平成14年10月から起算）高額療養費の支給対象となっていたことが医療機関で把握可能なときは、4回目から一部負担金の徴収は40,200円までとなります。
- ③41老人の「一部負担金の割合」が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となる場合は、41老人の助成額はありませんので、この場合は健康保険単独として記載してください。
- ④前記①以外の場合は10円単位（総医療費の1割又は2割。10円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。

II 外来の場合

- ①41老人の「一部負担金の割合」が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となる場合は、薬剤一部負担金のみ41老人の助成額となりますので、この場合一部負担金額欄は1円単位での記載となります。なお、薬剤一部負担金が生じないときは41老人の助成額はありませんので、健康保険単独として記載してください。

②前記①以外の場合は10円単位（総医療費の1割又は2割。10円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。

(2) 診療報酬明細書の保険種別・本人家族欄について

診療報酬明細書の保険種別・本人家族欄が改正されていますが、41老人につきましては、これまでと同様の記載となります。

《例：医科国保外来の場合》

1	① 社・国	3 老人	1 単独	② 本外	8 高外9
医 科	2 公費	4 退職	② 2併	4 三外	0 高外8
			3 3併	6 家外	

41老人の場合、
←この欄は使用しません。

2 福岡市老人医療費請求書（41老人：社保本人用）について

これまでの様式中「自己負担区分〔病200以上・病200未満・診定率・診定額〕」欄を削除します。旧様式を使用される場合は、この欄の記載は不要となります。その他の変更箇所はありません。

「一部負担金」欄は、診療報酬明細書の金額と同額にて記載してください。

請求書総括票の様式につきましては、これまでどおり変更はありません。なお、9月診療分以前と10月診療分以降を分けて請求書及び総括票を作成のうえ、国保連合会へ提出してください。

3 老人保健法（27障害者）一部負担金・老人訪問看護基本利用料請求書〔福岡市用〕について

「入外区分」欄が次のとおり改正（診療報酬明細書の保険種別を記載）となります。旧様式を使用される場合は、《取り繕い記載例》を参照し記載してください。

「請求金額」は、入院の場合、診療報酬明細書の「負担金額」欄に記載した額を記載してください。外来の場合は請求点の1割又は2割に10を乗じた額を記載となります。ただし、在総診又は在医総を算定する場合は、診療報酬明細書の「一部負担金額」欄に記載した額を記載してください。

請求書総括票の様式につきましては、これまでどおり変更はありません。なお、9月診療分以前と10月診療分以降を分けて請求書及び総括票を作成のうえ、国保連合会へ提出してください。

《改正前》

入外区分	1 入院	2 外来
	(調剤・訪問)	

→

《改正後》

入外区分	7 高入9	8 高外9
	9 高入8	0 高外8

《取り繕い記載例》

入外区分	1 入院 2 外来 ⑦ (調剤・訪問)
------	--

「1 入院 2 外来」を＝線で訂正し、該当する種別
 (7 高入 9・8 高外 9・9 高入 8・0 高外 8) のコ
 ード (7・8・9・0) を記入し○で囲む。

＜お問い合わせ＞

福岡市役所保健福祉局保健医療部保険年金課医療係

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1

TEL (092) 711-4235

FAX (092) 733-5441



福岡県医師会 会長 様

福岡市長 山崎 広太郎
(保健福祉局保健医療部保険年金課)

老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う福岡市医療費助成
制度に係る診療報酬明細書等の記載について (お知らせ)

秋冷の候、貴会におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市医療費助成制度につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成14年10月1日から老人保健法及び健康保険法等が改正されておりますが、それに伴う本市の医療費助成制度に係る診療報酬明細書等の記載につきましては、下記のとおりといたすこととしております。

つきましては、貴会各会員様への周知に御配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 福岡市老人医療費助成制度 (通称41老人) に係る診療報酬明細書等について

(1) 一部負担金額欄について

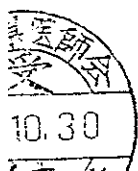
41老人の一部負担金は、老人保健法 (通称27老人) に準拠し、医療証に記した「一部負担金の割合」に応じて医療費の1割又は2割を徴収していただきますが、診療報酬明細書の一部負担金額欄につきましては、次のとおり記載してください。なお、一部負担金額については必ず記載をお願いします。また、記載につきましては、27老人と異なりますので、御注意ください。

I 入院の場合

- ① 41老人の「一部負担金の割合」が2割で、高額療養費の扱いとなる場合 (72,300円 + [医療費 - 361,500円] × 1%) は1円単位での記載となります。
- ② 41老人の「一部負担金の割合」が2割で、過去1年間に3回以上 (平成14年10月から起算) 高額療養費の支給対象となっていたことが、医療機関で把握可能なときは、4回目から一部負担金の徴収は40,200円までとなります。
- ③ 41老人の「一部負担金の割合」が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となるときは、41老人の助成額はありませので、この場合は健康保険単独として記載してください。
- ④ 前記①以外の場合は10円単位 (総医療費の1割又は2割。10円未満の端数は四捨五入。) での記載となります。

II 外来の場合

- ① 41老人の「一部負担金の割合」が2割、かつ健康保険の自己負担も2割で同額となるときは、薬剤一部負担金のみ41老人の助成額となりますので、この場合一部負担金額欄は1円単位での記載となります。なお、薬剤一部負担金が生じないときは41老人の助成額はありませので、健康保険単独として記載してください。



- ② 前記①以外の場合は10円単位（総医療費の1割又は2割。10円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。

(2) 診療報酬明細書の保険種別・本人家族欄について

診療報酬明細書の保険種別・本人家族欄が改正されていますが、41老人につきましては、これまでと同様の記載となります。

<<例：医科国保外来の場合>>

1	① 社・国	3 老人	1 単独	② 本外	8 高外9
医科	2 公費	4 退職	② 2併	4 三外	0 高外8
			3 3併	6 家外	

41老人の場合、
←この欄は使用しません。

2 福岡市老人医療費請求書（41老人：社保本人用）について

これまでの様式中「自己負担区分〔病200以上・病200未満・診定率・診定額〕」欄を削除します。旧様式を使用される場合は、この欄の記載は不要となります。その他の変更箇所はありません。

「一部負担金」欄は、診療報酬明細書の金額と同額にて記載してください。

請求書総括票の様式につきましては、これまでどおり変更はありません。なお、9月診療分以前と10月診療分以降を分けて請求書及び総括票を作成のうえ、国保連合会へ提出してください。

3 老人保健法（27障害者）一部負担金・老人訪問看護基本利用料請求書〔福岡市用〕について

「入外区分」欄が次のとおり改正（診療報酬明細書の保険種別を記載）となります。旧様式を使用される場合は、《取り繕い記載例》を参照し記載してください。

「請求金額」は、入院の場合、診療報酬明細書の「負担金額」欄に記載した額を記載してください。外来の場合は請求点の1割又は2割に10を乗じた額を記載となります。ただし、在総診又は在医総を算定する場合は、診療報酬明細書の「一部負担金額」欄に記載した額を記載してください。

請求書総括票の様式につきましては、これまでどおり変更はありません。なお、9月診療分以前と10月診療分以降を分けて請求書及び総括票を作成のうえ、国保連合会へ提出してください。

<<改正前>>

入外区分	1 入院	2 外来
		(調剤・訪問)

<<改正後>>

入外区分	7 高入9	8 高外9
	9 高入8	0 高外8

<<取り繕い記載例>>

入外区分	1 入院	2 外来
	⑦	(調剤・訪問)

↑

「1入院 2外来」を＝線で訂正し、該当する種別（7高入9・8高外9・9高入8・0高外8）のコード（7・8・9・0）を記入し○で囲む。

<お問い合わせ先>

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所保健福祉局保健医療部保険年金課医療係
TEL (092) 711-4235 FAX (092) 733-5441